

令和7年度岩手県地域包括ケアシステム基盤確立事業計画書

第1 事業目的

地域包括ケアシステムの人材基盤となる専門的な役割を担う人材（認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター）の育成及び資質向上を図るとともに、地域包括ケアシステムを支えるリハビリテーション専門職の効果的な参画促進、市町村の課題に応じたアドバイザーの派遣等による個別支援の実施により、保険者機能強化に向けて市町村の取組を支援することを目的とする。

第2 実施主体

岩手県（受託運営：公益財団法人いきいき岩手支援財団）

第3 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第4 事業内容

1 認知症施策推進事業

(1) 目的

認知症施策の推進役や地域のネットワークづくりの要役を担う「認知症地域支援推進員」の養成及び資質向上を図るとともに、認知症施策に携わる関係者の連携やネットワーク構築を図るなど、市町村における認知症施策推進の取組を支援する。

(2) 実施内容

① 認知症地域支援推進員養成研修

市町村が配置する、主に初任の認知症地域支援推進員（配置予定を含む。以下同じ）等を対象に、認知症施策の動向及び認知症地域支援推進員の役割について理解を深める内容の養成研修を開催する。

② 認知症地域支援推進員活動促進研修

認知症地域支援推進員と当該推進員を配置する市町村の認知症施策担当職員を対象に、推進員の果たすべき役割や当該市町村における認知症施策の現状、課題、重点的に進める取組の方向性等を共有するための研修を開催する。

③ 認知症地域支援推進員連絡会

認知症地域支援推進員等を対象に、推進員同士の交流を図るとともに、そのスキルアップと円滑な活動を支援するための情報共有、ネットワークの構築促進を目的とする連絡会を開催する。

④ 認知症ケア向上支援連絡会

認知症地域支援推進員、市町村・地域包括支援センター職員及び認知症ケアに携わる団体の従事者等を対象に、認知症ケア（認知症初期集中支援チーム運営等）の向上に資する情報交換や事例検討等を目的とした連絡会を開催する。

〔事業内容〕

区分	講師等	開催数・時間等
認知症地域支援推進員養成研修	・ 専門知識を有する講師等 ・ 市町村職員等	・ 1回（8時間程度）
認知症地域支援推進員活動促進研修	・ 専門知識を有する講師等 ・ 市町村職員等	・ 1回（3時間程度）
認知症地域支援推進員連絡会	・ 県内の事例提供者 ・ 市町村職員等	・ 1回（3時間程度）
認知症ケア向上支援連絡会	・ 専門知識を有する講師等 ・ 市町村職員等	・ 1回（3時間程度）

2 生活支援体制整備事業

(1) 目的

高齢者の日常生活を支えるサービスの調整役を担う「生活支援コーディネーター」(地域支え合い推進員)の養成及び資質向上を図るとともに、増加する生活支援ニーズに対応するため、元気な高齢者をはじめとした多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援サービスの立上げや提供に携わる関係者の連携、ネットワーク構築を図る等、市町村における生活支援体制整備の取組を支援する。

(2) 実施内容

① 生活支援コーディネーター養成研修

市町村が配置する、主に初任の生活支援コーディネーター(配置予定を含む。以下同じ)等を対象に、生活支援体制整備の動向及び生活支援コーディネーターの役割について理解を深める内容の養成研修を開催する。

② 生活支援体制運営研修

生活支援コーディネーターと当該コーディネーターを配置する市町村の生活支援体制整備担当職員を対象に、コーディネーターの果たすべき役割や当該市町村における生活支援・介護予防サービスの現状、課題、重点的に進める取組の方向性等を共有するための研修を開催する。

③ 生活支援コーディネーター連絡会

生活支援コーディネーター等を対象に、そのスキルアップと円滑な活動を支援するための情報共有、ネットワークの構築促進を目的とする連絡会を開催する。

④ テーマ別研修

生活支援コーディネーター及び市町村・地域包括支援センター職員等を対象に、令和6年度は「移動支援」をテーマとし、移動支援に関する制度や先進事例を踏まえ、関係者が協働して地域の移動支援サービスを実施していくための研修を開催する。

⑤ 生活支援コーディネーター現地研修

生活支援コーディネーター等を対象に、先駆的な取組を実践する地域等において、実施する生活支援・介護予防サービスの内容や立上げの過程等について、実践者等から説明を受けるなど、サービス実施に係る実践的な知識を習得するとともに、相互の情報交換を目的とする現地研修を開催する。

〔事業内容〕

区分	講師等	開催数・研修時間等
生活支援コーディネーター養成研修	・国の指導者養成中央研修受講者等	・1回(6時間程度)
生活支援体制運営研修	・専門知識を有する講師等 ・市町村職員等	・1回(3時間程度)
生活支援コーディネーター連絡会	・県内の事例提供者 ・市町村職員等	・1回(3時間程度)
テーマ別研修	・専門知識を有する講師等 ・市町村職員等	・1回(3時間程度)
生活支援コーディネーター現地研修	・実践者等	・2回(各2時間程度)

3 リハビリテーション専門職参画促進事業

(1) 目的

住民主体の通いの場や地域ケア会議へのリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士をいう。以下「リハ職」という。）の参画により、効果的な取組が図られるよう、人材の育成を行うとともに、高齢者の自立支援・重度化防止や介護予防の提供に携わる関係者の連携やネットワーク構築を促進し、市町村の取組を支援する。

(2) 実施内容

① 介護予防事業に参画するリハビリテーション専門職育成研修

リハ職を対象に、市町村が実施する介護予防事業への関与の手法や多職種との連携、リハ職の役割について理解を深める内容の研修を開催する。

② 地域ケア会議に参画するリハビリテーション専門職育成研修

リハ職を対象に、自立支援型地域ケア会議への関与の手法や、多職種との連携、リハ職の役割について理解を深める内容の研修を開催する。

③ リハビリテーション専門職等連絡会

リハ職及び市町村・地域包括支援センター職員等を対象に、地域の関係者（行政、医療、介護、地域住民等）との円滑な連携や協働に資する情報共有や、スキルアップのための情報交換を目的とする連絡会を開催する。

〔事業内容〕

区分	講師等	開催数・研修時間等
介護予防事業に参画するリハビリテーション専門職育成研修	・専門知識を有する講師等 ・市町村職員等	・1回（6時間程度）
地域ケア会議に参画するリハビリテーション専門職育成研修	・専門知識を有する講師等 ・市町村職員等	・1回（6時間程度）
リハビリテーション専門職等連絡会	・専門知識を有する講師等 ・市町村職員等	・1回（3時間程度）

4 アドバイザー等派遣事業

(1) 目的

市町村の地域ケア会議（地域ケア推進会議、自立支援・重度化防止に資する地域ケア個別会議等）や生活支援体制整備、認知症ケア向上等に関し、課題解決に苦慮する市町村等に対してアドバイザーや専門職を派遣し、地域の実情に応じた個別支援を行う。

(2) 実施内容

① 地域ケア推進会議に係るアドバイザー派遣

市町村が開催する地域ケア推進会議について、会議の効果的な運営方法や地域課題を政策提言につなげる手法等に関する助言を行うため、重点的に支援する市町村を4か所選定し、豊富な実践経験を有する者をアドバイザーとして派遣する。

なお、地域ケア推進会議を開催していない市町村又は地域ケア推進会議は開催しているが政策提言につなげていない市町村から重点支援市町村を4か所選定し、アドバイザーの派遣を実施する。

② 自立支援・重度化防止に資する地域ケア個別会議に係るアドバイザー派遣

市町村や地域包括支援センターが開催する地域ケア個別会議のうち、自立支援・重度化防止に資するもの（自立支援型地域ケア会議）について、会議の効果的な運営方法や個別課題の解決につなげる手法等に関する助言を行うため、未実施の市町村を中心に、豊富な実践経験を有する者をアドバイザーとし

て派遣する。

③ 地域ケア個別会議に係る専門職派遣

市町村及び地域包括支援センターが開催する地域ケア個別会議について、個別課題の解決等に向けた専門的な助言を行うため、専門職を派遣する。

④ 生活支援体制整備及び認知症ケア向上等に係るアドバイザー派遣

生活支援、移動支援、認知症ケア向上等（チームオレンジに関するものを除く。）の取組実施に際し、課題解決に苦慮する市町村の要望に応じ、地域の実情に応じた実施手法に関する助言を行うため、豊富な実践経験を有する者をアドバイザーとして派遣する。なお、多様な生活支援サービス・活動（サービス・活動Bなど）の立上げについて、重点的に支援する市町村を1か所選定し、アドバイザーを派遣する。

〔事業内容〕

区分	派遣する専門職等	開催数・時間等
地域ケア推進会議に係るアドバイザー派遣	地域ケア推進会議の運営に関し豊富な実務経験を有する者	・ 1回当たり 5時間程度を目安 ・ 4か所以上
自立支援・重度化防止に資する地域ケア個別会議に係るアドバイザー派遣	自立支援・重度化防止に資する地域ケア個別会議の運営に関し豊富な実践経験を有する者	・ 1回当たり 5時間程度を目安 ・ 3か所以上
地域ケア個別会議に係る専門職派遣	弁護士、社会福祉士等の専門職、課題解決に関し豊富な実務経験を有する者	・ 1回当たり 2時間程度を目安 ・ 5か所以上
生活支援体制整備及び認知症ケア向上等に係るアドバイザー派遣	生活支援（移動支援を含む）や認知症ケア向上等に関し豊富な実践経験を有する者	・ 1回当たり 5時間程度を目安 ・ 5か所以上（うちサービス・活動B等の立上げ支援1か所）

5 その他地域包括ケアシステム構築に資する事業

(1) 目的

地域包括ケアシステムの構築・深化に向けて、市町村が地域の実情に応じた具体的な取組を進めることができるよう、市町村の課題解決に資する支援を行う。

(2) 実施内容

- ① 市町村が解決に苦慮する課題等に係る個別ヒアリングの実施（アドバイザー派遣前の課題整理等）各市町村1回を目安として訪問による聞き取りを実施
- ② 高齢者福祉圏域単位での意見交換・情報共有の実施
地域包括ケアを担当する市町村及び県広域振興局職員等を対象とした連絡会を4圏域以上で開催